

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	鴨川市

鴨川市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 鴨川市建設経済部農林水産課
所在地 鴨川市横渚1450番地
電話番号 04-7093-7834 (直通)
FAX番号 04-7093-7856
メールアドレス nourinsuisan@city.kamogawa.lg.jp
(農林水産課代表)

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンザル（アカゲザル・交雑種） ・ニホンジカ・キョン・ハクビシン・アライ グマ・タヌキ・ハシボソガラス・ハシブトガ ラス・ノウサギ・カルガモ・ヒヨドリ・ムク ドリ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	鴨川市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額	面積
イノシシ	稲・果樹・野菜・いも類 等	16,776千円	1,142a
ニホンザル（アカゲザル・交雑種）	稲・果樹・野菜	3,299千円	283a
ニホンジカ	稲・果樹等	3,296千円	353a
キョン	稲・野菜	619千円	61a
ハクビシン		-	-
アライグマ		-	-
タヌキ		-	-
ハシボソガラス ハシブトガラス	果樹・野菜	32千円	-
ノウサギ	野菜	135千円	2a
カルガモ	野菜	541千円	-
ヒヨドリ	稲・野菜・豆類	156千円	6a
ムクドリ		-	-

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

①イノシシ 年間を通じて被害が発生している。稲や野菜等の農作物被害に加え、 畦畔、農道、斜面の掘り起こしによる崩壊も起きている。また、住宅地
--

への出没に伴う生活全般への影響、人的被害の危険性も増している。

②ニホンザル（アカゲザル・交雑種）
年間を通じて被害が発生しており、生息域が拡大している。農作物被害だけではなく、家屋の破損等の物的被害が市内各地で報告がある。

③ニホンジカ
年間を通じて被害が発生している。農作物被害だけではなく、果樹等の幼木や幼苗を食い荒らす食害、ヤマビルの増加も懸念される。

④キョン
甚大な被害報告はないが、生息域が拡大しており、今後、被害の増加や生態系への影響が懸念される。

⑤ハクビシン、アライグマ、タヌキ、ノウサギ
甚大な被害はないが、年間を通じて被害報告がある。

⑥ハシボソガラス・ハシブトガラス・カルガモ・ヒヨドリ・ムクドリ
甚大な被害はないが、年間を通じて被害報告がある。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	金額	面積	金額	面積
イノシシ	16,776千円	1,142a	11,744千円	800a
ニホンザル（アカゲザル・交雑種）	3,299千円	283a	2,310千円	199a
ニホンジカ	3,296千円	353a	2,308千円	248a
キョン	619千円	61a	434千円	43a
ハクビシン	-	-	-	-
アライグマ	-	-	-	-
タヌキ	-	-	-	-
ハシボソガラス ハシブトガラス	32千円	-	23千円	-
ノウサギ	135千円	2a	95千円	1a
カルガモ	541千円	-	379千円	-

ヒヨドリ	156千円	6a	110千円	5a
ムクドリ	-	-	-	-

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 有害獣捕獲は地元猟友会に委託 国の交付金を活用して箱わなを購入し、従事者に配付 <p>令和4年 箱わな 10基 令和5年 箱わな 10基 令和6年 箱わな 8基</p>	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲従事者の高齢化に伴う狩猟免許所持者の減少。 住居地域での対策
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 集落単位での広範囲な防護柵設置を推進 <p>令和4年 設置なし 令和5年 電気柵(3段) 830m 令和6年 電気柵(3段) 1,000m ワイヤーメッシュ柵 1,160m</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設置に係る合意形成等に時間を要する。 耕作放棄地の増加 他の農地や農地以外への被害拡大
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地の刈払い HP等を活用した被害防止技術に関する知識の普及(イノシシに出会った場合の対処法や、二番穂・放任果樹・野菜くずの除去等掲載) 忌避剤の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者の高齢化に伴う耕作放棄地・放任果樹等の増加

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

防	護：防護柵は集落単位で広範囲に設置するように指導し、管理も含め集落の合意形成を図る。
捕	獲：わな狩猟免許取得を推進する。捕獲作業の効率化及び捕獲従事者の負担軽減のため、ICT 機器を活用する。
資源活用等	：処理方法は原則として埋設処理だが、イノシシやニホンジカについては、市内の処理加工施設を有効的に活用し、食肉として販売するなどの事業展開を図る。
そ の 他	：鳥獣の隠れ場所となる耕作放棄地の刈り払いや緩衝帯の設置、放任果樹の除去等、生息環境管理の取組みを推進する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地元猟友会を中心に狩猟免許所持者の農家も参加し、捕獲を実施している。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ・ニホンザル (アカゲザル・交雑種) ・ニホンジカ・キョン・ ハクビシン・アライグマ ・タヌキ・ハシボソガラ ス・ハシブトガラス・ノ ウサギ・カルガモ・ヒヨ ドリ・ムクドリ	・箱わなを安房猟友会鴨川支部連絡員を通じて各地区に配付。 ・農家にもわな免許を取得するように推進する。 ・ICT技術の導入・活用

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入

する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでの捕獲実績、被害地域からの聞き取り、イノシシ・ニホンザル・ニホンジカに係る「千葉県第二種特定鳥獣管理計画」や、アライグマ・キョンに係る「千葉県防除実施計画」等を参考に設定している。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	3,000頭	3,000頭	3,000頭
ニホンザル(アカゲザル・交雑種)	650頭	650頭	650頭
ニホンジカ	1,500頭	1,500頭	1,500頭
キョン	3,000頭	3,000頭	3,000頭
ハクビシン	300頭	300頭	300頭
アライグマ	300頭	300頭	300頭
タヌキ	400頭	400頭	400頭
ハシボソガラス ハシブトガラス	480頭	480頭	480頭
ノウサギ	240羽	240羽	240羽
カルガモ	40羽	40羽	40羽
ヒヨドリ	100羽	100羽	100羽
ムクドリ	100羽	100羽	100羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
鴨川市全域を対象に、箱わな・くくりわな・銃器等による捕獲を実施。 ただし、ニホンザルについては、千葉県第二種特定鳥獣管理計画で定めるコアエリア（保全地域）では原則的に捕獲は行わない。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
命中精度が高く、遠距離の標的も安全かつ効果的に行える捕獲手段として、 通年市内全域で、ライフル銃（銃腔内腔旋割合 1/5 以上 1/2 以下に限る）による捕獲等を実施。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
イノシシ・ニホンザル（アカゲザル・交雑種） ・ニホンジカ・キョン・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・ハシボソガラス・ハシブトガラス・ノウサギ・カルガモ・ヒヨドリ・ムクドリ	電気柵 4,240m	電気複合柵 3,000m 電気柵 2,000m	電気複合柵 3,000m 電気柵 2,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ・ニホンザル（アカゲザル・交雑種） ・ニホンジカ・キョン・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・ハシボソガラス・ハシブトガラス・ノウサギ・カルガモ・ヒヨドリ・ムクドリ	設置者による定期的な侵入防止柵の点検・見回り・草刈り等の管理	設置者による定期的な侵入防止柵の点検・見回り・草刈り等の管理	設置者による定期的な侵入防止柵の点検・見回り・草刈り等の管理

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ・ニホンザル（アカゲザル・交雑種） ・ニホンジカ・キョン・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・ハシボソガラス・ハシブトガラス・ノウサギ・カルガモ・ヒヨドリ・ムクドリ	・耕作放棄地の草刈り等の管理及び放任果樹の除去 ・HP等による知識の普及

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

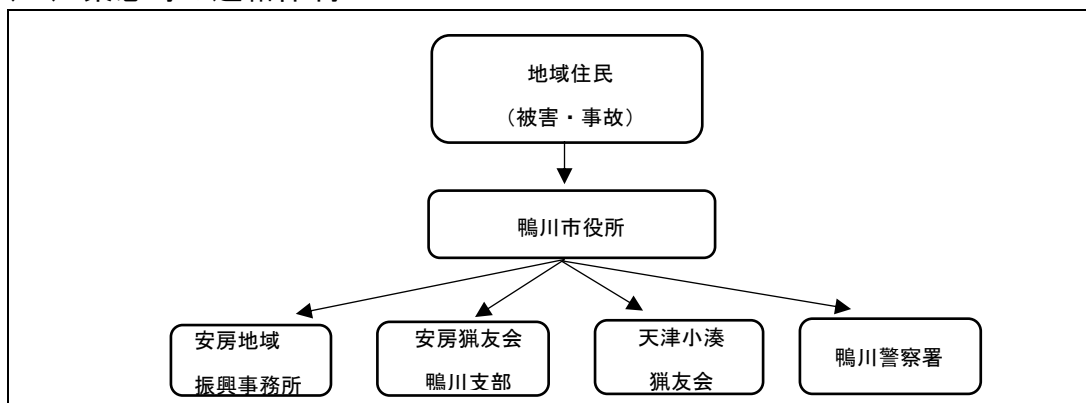
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鴨川市	住民への周知、有害獣の捕獲依頼、その他必要

	に応じ関係機関と連携し対応を図る。
鴨川警察署	地域の安全確保、その他必要に応じ、関係機関と連携し対応を図る。
安房猟友会鴨川支部	有害鳥獣の捕獲・追い払い、その他必要に応じ、関係機関と連携し対応を図る。
天津小湊猟友会	有害鳥獣の捕獲・追い払い、その他必要に応じ、関係機関と連携し対応を図る。
安房地域振興事務所	捕獲等の指導・助言、その他必要に応じ、関係機関と連携し連携し対応を図る。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、埋設処分を行うことを基本とし、イノシシ・ニホンジカについては、適切な処理を行える場合のみ、市内の処理加工施設（民間）に搬入し食肉処理を行う。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	/
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

補助金を利用し、処理加工施設の整備を図る。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

食肉として有効活用できるよう処理加工に携わる者の知識・技術の取得を推進する。
--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鴨川市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
鴨川市議会建設経済常任委員会	農業被害の情報収集
安房農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止策の普及
鴨川市農業委員会	農業被害の情報収集
安房猟友会鴨川支部、天津小湊 猟友会	有害鳥獣関連情報提供及び有害鳥獣捕獲の実施

千葉県有害獣対策指導員	有害鳥獣関連情報の提供と有害獣対策について指導助言
千葉県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護及び管理に関する業務
鴨川市	協議会に関する運営・連絡・調整

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県	被害防止の指導及び助言
千葉県農業共済組合	鳥獣被害に関する情報収集

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 29 年 2 月 設置 隊員は、市職員を任命

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

柔軟な対応ができるよう地域おこし協力隊を 2 名委嘱する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する他市町の協議会及び千葉県と情報交換等の連携を図る。

千葉県中南部地域市町村野生鳥獣対策会議において、県内市町村間での情報交換を行うとともに、千葉県に対して必要な支援等を要望する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。